

「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所 天理市：あすならホーム様本

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は

10.17円

【基本サービス】

<単独型ユニット型>

①短期入所生活介護

1日あたりの利用金額

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	738単位	7,505円	751円	1,501円	2,252円
要介護2	806単位	8,197円	820円	1,640円	2,460円
要介護3	881単位	8,959円	896円	1,792円	2,688円
要介護4	949単位	9,651円	966円	1,931円	2,896円
要介護5	1,017単位	10,342円	1,035円	2,069円	3,103円

②介護予防短期入所生活介護

1日あたりの利用金額

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	555単位	5,644円	565円	1,129円	1,694円
要支援2	674単位	6,854円	686円	1,371円	2,057円

【加算（減算）サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
機能訓練体制加算/1日につき	12単位	122円	13円	25円	37円
個別機能訓練加算/1日につき	56単位	569円	57円	114円	171円
看護体制加算（Ⅰ）/1日につき	4単位	40円	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）/1日につき	8単位	81円	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）/1日につき	13単位	132円	14円	27円	40円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）/1日につき	18単位	183円	19円	37円	55円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,034円	204円	407円	611円
若年性認知症利用者受入加算/1日につき	120単位	1,220円	122円	244円	366円
送迎加算/片道につき	184単位	1,871円	188円	375円	562円
緊急短期入所受入加算/1日につき（7日間限度）	90単位	915円	92円	183円	275円
長期利用者提供減算/1日につき	▲ 30単位	-305円	-31円	-61円	-92円
療養食加算/1回につき（1日3回限度）	8単位	81円	9円	17円	25円
短期生活在宅中重度受入加算1/1日につき	421単位	4,281円	429円	857円	1,285円
短期生活在宅中重度受入加算2/1日につき	417単位	4,240円	424円	848円	1,272円
短期生活在宅中重度受入加算3/1日につき	413単位	4,200円	420円	840円	1,260円
短期生活在宅中重度受入加算4/1日につき	425単位	4,322円	433円	865円	1,297円

生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき	100単位	1,017円	102円	204円	306円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/1月につき	200単位	2,034円	204円	407円	611円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)/1日につき	3単位	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)/1日につき	4単位	40円	4円	8円	12円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/1日につき	22単位	223円	23円	45円	67円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/1日につき	18単位	183円	19円	37円	55円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/1日につき	6単位	61円	7円	13円	19円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%を加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に2.3%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2024年10月からの介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に12.6%(8.3%+1.6%+2.7%)を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に12.2%(8.3%+1.6%+2.3%)を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算等を含む)に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。